

保護者のみなさんへ

—令和3年度(2021年度) 就学援助についてのお知らせ—

明石市では、お子さまが安心して楽しく勉強できるよう、経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に学用品費や給食費などの経費の一部を援助しています。

この就学援助の要件に該当し、援助を希望される方は、このお知らせをよく読んでいただいて、必要書類をそろえてお申し込みください。

○申請書の配布

お子さまが通われている学校に用意していますので、お申し出ください。

○申請書の提出

お子さまが通われている学校または教育委員会総務課学事係（窓口）に提出してください。

なお、学校に提出される場合は、一番上のお子さまが通われている学校に申請書を1通提出してください。

お問い合わせ先

総務課学事係

TEL 918-5054

明石市教育委員会

1 就学援助を受けることができる方

下記の〈要件1〉の全てに該当し、かつ〈要件2〉の内のいずれか1つ以上に該当する方
(要件1、要件2の両方)

〈要件1〉 ①②全てに該当

- ① 世帯のうち、働いている方全員が所得を申告している (被扶養者・パート等含む)
- ② 就学援助認定のため、明石市保有の住民基本台帳及び所得に関する情報の利用に同意している (申請書への署名)

〈要件2〉 1～6のいずれかに該当

下欄の1～6のいずれかに該当する方	必要な添付書類
1. 生活保護を受けている。 ※小学校6年生・中学校3年生のみ申請してください。 小学校1～5年生、中学1～2年生は対象となる援助無し	なし
2. 生活保護が停止または廃止になった。 ※再婚による廃止等で、世帯の収入が下記基準を超える場合は対象になりません。	生活保護受給証明 (開始・廃止を含む) 原本 〔福祉事務所 発行〕
3. 市民税が非課税となっている。 ※資産の譲渡等に伴う損失による非課税は対象になりません。	なし ※ただし、令和3年1月2日以降に明石市に転入された方は、「令和3年度所得証明書」を令和3年1月1日現在の住所地で取り寄せて添付してください。 ※海外居住を理由とする非課税世帯の場合、 <u>在職する企業等から前年中の所得を証明する書類の発行を受け、提出していただく</u> 必要があります (所得基準額以下の世帯のみ認定されます)。
4. ひとり親家庭等で児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書〔福祉事務所発行〕のコピー ※有効期限のあるもの
5. 令和2年1月～令和2年12月の世帯の収入が基準額以下である。 ※基準額は下の所得基準表をご覧ください。	なし ※ただし、令和3年1月2日以降に明石市に転入された方は、「令和3年度所得証明書」を令和3年1月1日現在の住所地で取り寄せて添付してください。
6. 上記のいずれにも該当しないが、経済的な理由によって就学が困難となる事情がある。 ※保護者の死亡や生計維持者の失業等により世帯収入が激減した場合等 ※住宅ローン、教育ローン、耐久消費財の購入等の財産を形成する債務や、遊興費などのための債務は対象外	就学困難となる事実がわかる書類 (例)生計維持者の失業の場合は、雇用保険受給者証のコピーなど

※ 該当する項目 (いずれか1項目) に関する書類を用意して、世帯票兼認定申請書に添付してください。

所得基準表

(単位:円)

家族全員の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
給与所得のみの方 (給与支払総額と比較)	3,072,000	3,604,000	4,096,000	4,524,000	5,008,000	1人増すごとに 484,000円加算
給与所得以外の方 (総所得額と比較)	1,970,400	2,343,200	2,736,800	3,079,200	3,466,400	1人増すごとに 387,200円加算

※ 資産の譲渡等に伴う損失がある場合は、損失控除前の所得と上記の基準額との比較によります。

※ 世帯内に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算して就学援助の可否を決定します。

世帯内で給与所得者と給与所得以外の方がいる場合は、税制改正等の取扱いにより所得を算定します。

2 就学援助の申請の方法と時期について

(1) 申請書を提出する場合、就学援助を必要とする理由を証明する書類を添付してください。申請書は、毎年提出していただく必要があります。

※ 学校へ提出されるときは・・・

兄弟姉妹がおられる場合は、申請書1通を一番上のお子さまの在籍している学校へ提出してください。

【例】 中学校2年生と小学校6年生の兄弟がある場合→中学校2年生のお子さまが、中学校に申請書を提出

【例】 小学校5年生、2年生の兄弟がある場合 →小学校5年生のお子さまが、小学校に申請書を提出

※ 教育委員会へ提出されるときは・・・

申請書1通を教育委員会総務課学事係(市役所分庁舎4階)へ提出してください。

(2) 4月分からの援助を希望される方は、**4月15日(木)から6月15日(火)まで**のなるべく早い時期に申請してください。所得証明書等の発行日の都合で提出が間に合わない場合には、申請書のみ期限内に提出し、後日、所得証明書等を提出してください。

(3) 申請書の提出が6月16日以降になった場合は、新入学学用品・通学用品費の支給はできないほか、修学旅行費も実施日より支給できないことがあります。また、その他の費用についても全額の支給はできませんのでご注意ください。

(4) 学年途中で就学援助の要件に該当し、援助を希望される方は、書類を添えて随時申請してください。この場合、毎月15日迄の申請は当月分から、16日以降は翌月分からの月割りの援助となります。(申請は3月15日で締め切らせていただきます。)

3 就学援助の内容と支給について

(1) 次の表にあります援助の種類について、それぞれ記載の援助費を支給します。

※ 金額は、特に注意書きの無いものは年額です。また、それぞれ**令和2年度**の金額であり、国の単価が改定された場合は変更となります。

※ 小学校1年、中学校1年の新入学学用品・通学用品費については、入学前に入学準備費を受給していない方で、年度当初から認定された方が対象です。(年度途中の認定者は対象外)

なお、令和3年度の入学予定者に支給した入学準備費は、小学校：51,060円 中学校：60,000円となっています。

援助の種類	小 学 校						中 学 校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
学用品費・通学用品費	11,630円	13,900円					22,730円	25,000円	
新入学学用品・通学用品費	51,060円	——					60,000円	——	
校外活動費	宿泊なし 限度額 1,600円 宿泊あり(学年を通じて1回) 限度額 3,690円						宿泊なし 限度額 2,310円 宿泊あり(同左) 限度額 6,210円		
修学旅行費	実費(小学校在籍中に1回)						実費(中学校在籍中に1回)		
体育実技用具費	——						柔道着又は竹刀の購入費の実費		
通学費	家から4km 以上の場合 通学に要した公共交通機関(バス、電車)の定期代						家から6km 以上の場合 同 左		
卒業アルバム代	実費 限度額 11,000円(最終学年のみ)						実費 限度額 8,800円(最終学年のみ)		
給食費	学校給食費の実費						同 左		
医療費	学校の健康診断で治療勧告を受けた学校病について 医療券を発行						同 左		

- ※ 生活保護（教育扶助）を受給中の方は、2 ページ下表の修学旅行費と医療費のみが援助の対象となります。
- ※ 校外活動費は、学校行事として参加した場合の交通費及び見学料が対象となります。
- ※ 体育実技用具費は、授業で実施する最初の学年に、学校を通じて一括購入したものが対象となります。
- ※ 通学費は、学校で認められて、通学定期を購入した定期代が対象となります。
- ※ 行事不参加によるキャンセル料は援助の対象となりません。
- ※ 医療費の対象となる学校病とは、トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病です。ただし、保険診療対象の治療に限ります。
学校の健診で指摘され、就学援助での医療費の給付を希望する場合は学校にお申し出ください。（市のことも医療費受給者は、お申し出いただく必要はありません。）

(2) 就学援助費は学校長を通じてお渡しします。

ただし、学校諸費の未納がある場合は、保護者から学校長へ委任をいただき、学校諸費の未納額（または未納額の一部）へ充当させていただくことがあります。

所得証明書類について

1 ページの「就学援助を受けることができる方」のうち、「3. 市民税が非課税となっている。」または「5. 令和2年1月～令和2年12月中の世帯の収入が基準額以下である。」の理由で申請される方は、**所得に関する証明書類の添付は不要です。**

ただし、令和3年1月2日以降に明石市に転入された方は、必ず令和3年度所得証明書を、令和3年1月1日現在の住所地で取り寄せて申請書に添付してください。

- ※ 所得の申告をしていないなど明石市において所得情報がないときには、所得に関する証明書類の提出を求められることがあります。
- ※ 所得の申告をしていないときは、所得情報が確認できないことにより、就学援助認定審査が中断となりますので、**早急に所得の申告をしてください。**
- ※ 被扶養者でパート収入等がある方についても、申告が必要です。

注意事項

- (1) 令和2年度(平成31年分の所得)の証明書類は利用できませんので、ご注意ください。
- (2) **給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書、「市民税・県民税 納税通知書」、「市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は、就学援助の申請には利用できません。**

◎ 「市民税・県民税（所得・課税）証明書」の発行に関するお問い合わせは、市民税課（Tel 918-5014）へ

《お問い合わせ先》

お子さまが通われている学校

または

教育委員会総務課学事係（Tel 918-5054） へ

ご不明なことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。